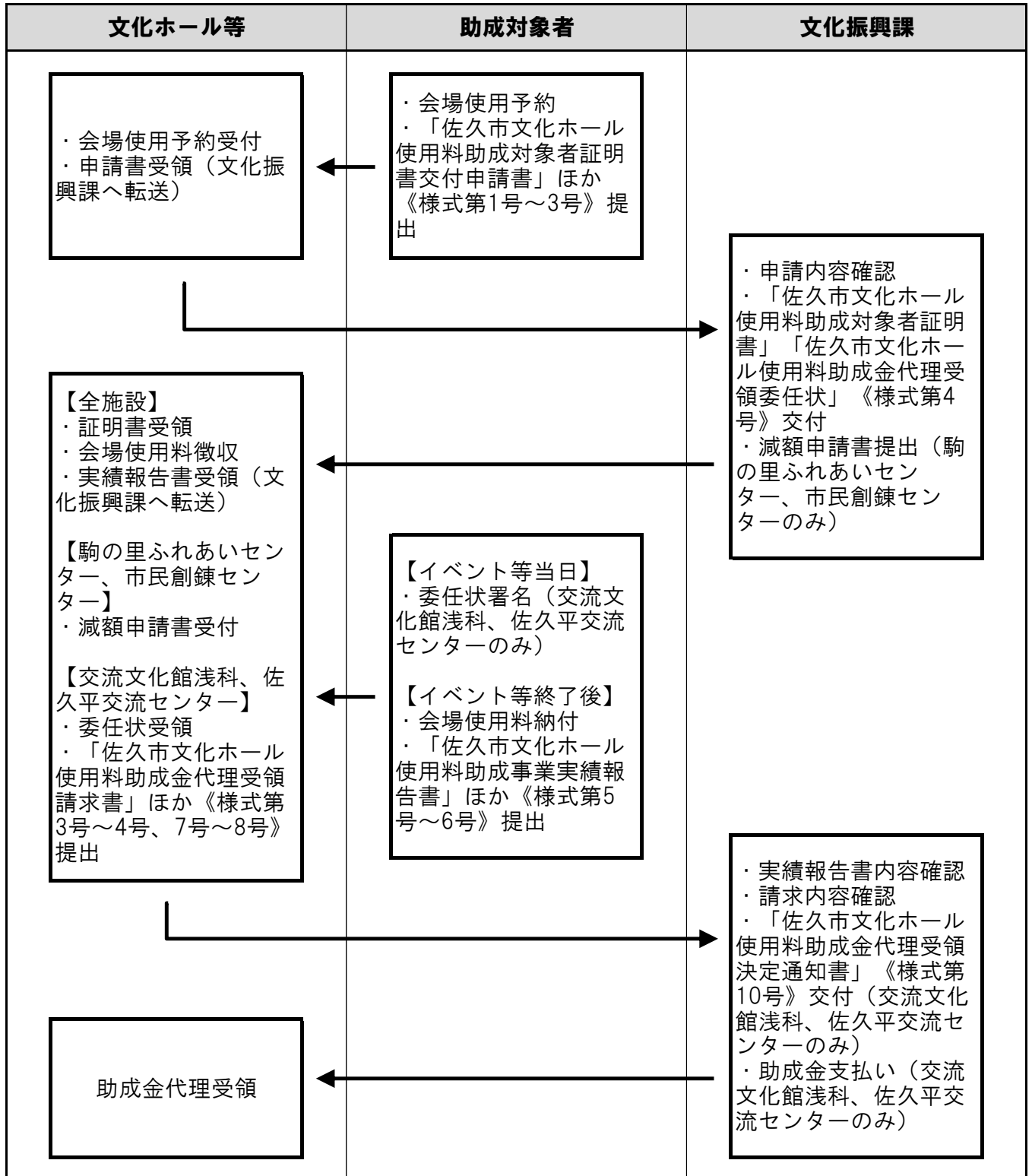


## 助成事業に係る手続きの流れ



既にイベント等が終了しており、会場使用料を全額納付済みであっても、当該イベント等が助成対象事業に該当し所定の手続きが行われた場合は助成金交付の対象となります。この場合の手続きは、概ね上記に基づくこととなりますが、上記のほか「文化ホールの使用を証明できる領収書の写し」が必要です。